

三重県性暴力の根絶を めざす条例

2025(令和7)年10月27日施行

～性暴力のない、安全に安心して暮らせる
三重をめざして～



この条例は、県や市町、県民の皆さん、学校、事業者などがそれぞれの役割のもとで性暴力に遭われた方やそのご家族に寄り添い、支えるとともに、性暴力の根絶に向けて取り組むことで、すべての方が安全に安心して暮らせる社会の実現をめざすため、制定されました。

条例が生まれた背景とめざすこと

性暴力が与える影響

性暴力は、被害者の心と体に長い期間にわたって深刻な影響を与えます。
性暴力を受けた影響は被害を受けた直後だけでなく、月日が経過してから現れることもあります。

体への影響

- 吐き気がしたり、頭痛がしたりする
- よく眠れない、起きられない
- 息苦しくなる
- 拒食や過食になる

こころへの影響

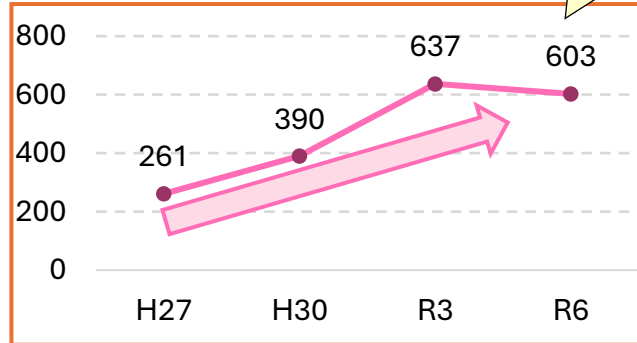
- いやな出来事を突然思い出す
- 外出が怖くなる
- 自分を責めてばかりいる
- 誰も信用できなくなる

生活への影響

- 精神疾患と診断されて、通院する
- 仕事を休む、やめる、仕事を変える
- 学校を休む、やめる、転校する
- 引っ越しをする

三重県の性暴力をめぐる現状

◎みえ性暴力被害者支援センター よりこ
相談受件件数



ひぼう
誹謗中傷

あなたの
責任だ！

さらに、
性暴力に遭った方は**二次被害（※）**に
苦しみ、声を上げられないことも・・・

※被害者が直接的な被害を受けた後に、誤った認識や偏見、周囲の
心ない言動、インターネット上での誹謗中傷などによって、被害
者の心がさらに傷つけられることをいいます

心ない
言葉や態度

早く忘れたほう
がいい

どうして逃げな
かったの？

行政や県民、学校等、事業者など、さまざまな主体が自らの役割の下、一体となって
被害者に寄り添い、支えるとともに、**性暴力のない**誰もが安全に安心して暮ら
せる三重県をめざします

県の責務とそれぞれの主体の役割

三重県

- 基本的施策を実施する
- 関係機関と連携しながら
取組を推進する など

県民等の皆さん

- 二次被害を防止
- 性暴力を傍観することなく、
被害者に寄り添い、支える など

市町

- 住民の理解促進
- 県の施策への協力 など

学校等（※）

- 子どもに対する性暴力を防止する
- 被害を早期に発見し対応する など

事業者

- 性被害、二次被害を防止する
- 従業員が被害者となった
場合に適切な対応をとる など

医療機関

- 心理的負担の軽減や被害者に寄り
添った医療的支援を行う など

民間支援団体

- 知識・経験を活用して性暴力
被害者等を支援する など

※学校等には、幼稚園、小・中学校、高校、大学、専修学校、認定こども園や児童福祉施設（保育所、児童養護施設など）の他、子どもの育成に関連する事業者（学童保育や学習塾、スポーツクラブなど）も含まれます。

この条例が大切にしていること（基本理念）

1 性暴力は人権侵害です

性暴力は決して許されない人権侵害であり、根絶していかなければなりません

3 被害者等への二次被害を防止します

被害者等に対する不当な差別、偏見や誹謗中傷を許さない社会を形成します

5 子どもを性暴力から守ります

子どもを社会全体で守り、教育啓発、早期発見・早期支援に取り組みます

2 被害者等を尊重します

被害者等を社会全体で支え、被害者等の意思と立場を尊重します

4 被害者等を途切れることなく支援します

関係機関が連携し、必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供します

性暴力について

性暴力とは、

「特定の者の身体や精神に対

して行われる同意のない

性的な行為」です

性犯罪
(不同意わいせつ・不同意
性交、痴漢、盗撮など)

セクシュアル・
ハラスメント

性的脅迫

性的虐待

デートDV

デジタル
性暴力

配偶者等
性暴力
ストーカー
行為

アスリート等
盗撮

これらの行為はすべて性暴力です！

性暴力は性別に関係なく発生します

性暴力の多くは身近な関係の中で発生します

むりやり性交されたことがある人のうち、面識のある人からの被害が大多数を占めています

※内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）

16～24歳の約4人に1人は何らかの性暴力に遭ったことがあります

※内閣府男女共同参画局 若年層の性暴力被害に関するオンラインアンケート及びヒアリング（令和3年度調査）

性暴力は皆さんの身近な問題です

性暴力について被害者は何も悪くありません

県が取り組むこと（基本的施策）

性暴力の予防

子どもへの
予防教育

県民への
広報啓発

性暴力の根絶を
めざす月間(11月)

性暴力のない社会の構築

加害者の
再発防止

性暴力の
発生防止

性暴力被害者等に対する支援

「よりこ」を通じた
相談・支援

性暴力の
早期発見・対応

三重県犯罪被害者等
支援条例による支援

施策推進を支えるために

推進体制
の整備

推進計画
の策定

人材育成
・支援

県民の皆さんにお願いしたいこと

二次被害の防止

目の前の性暴力を傍観しない

例えば・・・

- 困っていることがないか声をかける
- 相談窓口を紹介する
- 性暴力に対して正しい知識をもつ

事業者の皆さんにお願いしたいこと

性暴力・二次被害の防止

被害に遭った従業員への適切な対応

例えば・・・

- 性暴力（セクシュアル・ハラスメント等）や二次被害を生まないように職場環境を整える、研修する
- 被害者となった従業員に相談先を紹介する、休暇取得などに配慮する

性暴力の根絶をめざす月間

11月は、**性暴力の根絶をめざす月間**です

性暴力のない、誰もが安全に安心して暮らせる三重を
私たちでつくっていきましょう



性暴力被害者のための相談窓口

もし、あなたやあなたの大切な人が性暴力にあわれたときは、ご相談ください

相談専用電話

よりこ はやくワンストップ
059-253-4115 または **#8891**

相談時間

9時～17時（土日祝、年末年始除く）

※上記日時以外の相談専用電話は、夜間休日コールセンター
につながります



LINE相談
もしています



二次元コードを読み取ると、
友だち追加ができます

「三重県性暴力の根絶をめざす条例」 前文

三重県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別その他の人権問題を解消し、人権が尊重される社会の実現をめざして取り組んできた。また、性犯罪・性暴力対策の分野においては、「三重県犯罪被害者等支援条例」の取組をはじめ、性暴力を受けた被害者のための相談窓口を設置し、その者に対する支援を行うとともに、性暴力の予防に向けて取り組んできた。

私たちは、一人ひとりが尊い存在である。人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは、私たちすべての県民の願いである。

しかしながら、性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないものであるにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在している。また、性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、不当な差別や偏見、性暴力に対する無関心や無理解による不適切な言動などの二次被害に苦しむ者が存在し、さらに、声を上げたくても上げられずに悩んでいる者も存在している。

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を与え、その回復には長い時間を要するだけでなく、自らの力だけでは回復することが困難である。また、心身に受けた影響は、性暴力を受けた直後に生じるだけでなく、性暴力を受けてから月日が経過した後にも生じることがある。そのため、性被害を早期に発見するとともに、性暴力を受けた直後から中長期にわたって、途切れることなく、社会全体で被害者及びその家族に寄り添い、支えることが必要である。

特に、子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、その心身の健全な発達に多大な影響を及ぼすものである。子どもにとっては、性暴力に遭っても、これを認識できないこともあり、また、子ども自身でこれを回避することは困難である。そのため、社会全体で子どもを性被害から守ることを第一とし、性被害が発生した場合には、これを見逃すことなく早期に発見し、性被害を受けた子ども及びその家族を支援することが必要である。

私たち県民は、過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さないという強い意思の下、これ以上、被害者を生むことのないよう、性暴力を根絶しなければならない。

ここに、私たちは、行政、県民、事業者をはじめ、それぞれが自らの役割の下、一体となって被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすことで、私たちすべての県民が人権を尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図ることを決意し、この条例を制定する。

